

令和3年第1回全員協議会 質問及び意見の集約について

	協議・報告事項	質問・意見	事務局回答
1	(2) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について	P.6の農地の権利取得の意図がよくわからない(意見は特になし)。	
2	(5) 農地パトロール懸念事項の聞き取り調査の報告について	P.9 多くの市民の目に触れる農地ですので、理屈抜きで見本となる梨園となるよう期待します。 P.10 かつての梅・栗と同様に、最近は柑橘類を植える畑が多くなっています。 農業労働力が不足しているならば、援農ボランティア。または、都市農地円滑化法の活用はいかがでしょうか。学校給食への納入を増やす観点からも。	
3	(6) 国への要望及び都への意見に関する内容の検討について	P.14 ①視察研修について 現地研修は中止ですが、毎回テーマを設定して30分間研修していることはいかがですか。 ②12月25日の市長との意見交換会はいかがですか。 P.15 企業的農業経営者の育成 ③武蔵野市版認定農業者制度(都市型認定農業者)の創設についての記述はいかがですか。	既に提出済みのため、来年度に報告します。
4	(8) 武蔵野市東京うど組合品評会について	残念です。市内6戸でウドが生産されていることは、歴史と食文化として誇れると思います。経済性や収益性だけでウドを語ってよいものかどうか。	
5	(9) 認定農業者及び都市型認定農業者の認定申請について	認定農業者制度の意義として、「経営支援を受けられる」を前面に出しておりますが、制度の最大の意義は、自らの畑の作付けや、将来の農業設計のビジョンづくりではないかと思えます。その達成のための一つの手段としての補助事業の活用だと思えます。	
6	(9) 認定農業者及び都市型認定農業者の認定申請について	都市型認定農業者を増やしたい。	
7	その他	12月に配付された「相続発生時のフローチャート(案)」についてですが、大変よい資料だと思います。 「主たる従事者の証明願」は、生産緑地所有者が死亡した場合に、必ず出す必要がありますか。買取申出をするために必要であって、生産緑地を解除しない場合は、そのまま生産緑地は地区指定が継続されるのではないのでしょうか。 「相続税納税猶予制度を適用するためのフローチャート」ではいかがでしょうか。	買取申出をしない場合は、必ず出す必要はありません。 フローチャートについては修正します。